

## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

## 1、だれもが安心して医療を受けられるために

## 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

## (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

**【回答】(税務課)**

当町の令和元年度の本算定時【医療分】の応能・応益割合(予定)は68%：32%であります。また、5割軽減・2割軽減の軽減判定所得も28万・51万に引き上げ、低所得者から中間所得者層にも配慮したものとなっております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

**【回答】(税務課)**

当町は、少子化社会への対応と子育て支援の立場から町独自の多子世帯減免を令和元年度より開始します。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

**【回答】(福祉課)**

小鹿野町の一般会計の財政状況は非常に厳しい状況であり、法定外繰入は国保の受益者以外の方が負担している税金が財源になっていることを鑑みると、繰入額の増額は難しいと考えております。

また、現在の小鹿野町の保険税率は県内でも低い状況であります。今後の保険税率及び法定外繰入額については医療費の動向、国保事業費納付金をみて決定してまいります。

## (2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

**【回答】(税務課)**

昨年度の減免・徴収猶予申請はございませんが、納付が難しいとの申し出があった場合は、申請者の生活実態等を把握し、分納等の現状に見合った納付をしていただいております。また、生活保護基準を目安とした減免実施要綱の制定予定は無く、地方税法及び条例を適応しております。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

**【回答】(税務課)**

昨年度の減免申請はございませんが、申し出があった場合は現状を把握し、地方税法及び条例を適応してまいります。

### (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

#### 【回答】(福祉課)

昨年度の減免申請はございません。

生活保護基準を目安とした減免実施要綱の制定予定は無く、申し出があった場合は現状を把握し、小鹿野町国民健康保険に関する規則第 13 条により適応しております。

- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

#### 【回答】(福祉課)

他市町村の申請書を参考に検討してまいります。

### (4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

#### 【回答】(税務課)

納税相談や現状調査を実施することにより実状を把握し、その方の実状にあった納付方法の提案を最優先としております。

- ② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

#### 【回答】(税務課)

第 1 に滞納処分ではなく、まずは、きめ細やかな納税相談を行い、現状調査を実施することにより実状を把握し、納付方法の提案を最優先としております。

### (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

#### 【回答】

すべての被保険者に正規の保険証を郵送または窓口で交付しております。

② 窓口留置は行なわないでください。

**【回答】（福祉課）**

窓口留置はしておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】（福祉課）**

資格証明書の発行者はおりません。

## **(6) 住民参加の国保運営を行なってください。**

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

**【回答】（福祉課）**

小鹿野町国民健康保険条例第2条の規定により、国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員は、「公益を代表する委員」を4名選出しております。

公募につきましては、引き続き検討してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

**【回答】（福祉課）**

公聴会につきましても、引き続き検討してまいります。

## **(7) 保健予防事業を拡充してください。**

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】（保健課）**

本人負担はありません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

**【回答】（保健課）**

集団健診以外に個別健診を実施しています。健診項目は、平成27年度より検査項目に心電図を追加し、検査内容を充実するとともに、引き続き個別の結果説明を行い保健指導につなげていきます。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

**【回答】（保健課）**

小鹿野町では地域住民の健康保持増進を目指して、各行政区に健康サポーター219名を任命し、身近な生活の場で健康づくりを推進しています。また、顔見知りの人々が楽しく集う「いきいきふれあいサロン」を社会福祉協議会とともに町内全地域で実施しており、地区担当保健師が健康サポーターと相談し、それぞれの地域に合わせた健康づ

くりを支援しています。また、地域包括支援センターでは保健師が地域住民と介護予防ボランティアが共同で取り組む「こじか筋力体操」も継続しており、15か所で開催し、延べ8,000名が参加されています。

高齢化が進み、生活も多様化した現在においては、自分の健康は自分で守る、年を重ねても主体的に生活できる意識付けと働きかけも重要です。分野別に配置した保健師や管理栄養士等が、効果的に地域やボランティア等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりをすすめていきます。

④ 個人情報管理に留意してください。

**【回答】（保健課）**

健診は医師会や医療機関と守秘義務を記載した委託契約を取り交わし実施しております。また、特定保健指導は委託せずに実施しており、また指導においてメールの活用はせず、直接面接や訪問で実施しています。

**2、 後期高齢者の受療権を保障してください。**

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

**【回答】（福祉課）**

当町で正規保険証を取り上げた被保険者はありません。また、差し押さえに該当する悪質な被保険者はありません。今後も未納者には広域連合と連携して納付相談を行っていきます。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】（保健課）**

人生を最後まで自分の力で全うするために、(7)③の介護予防事業のほか、30年度は「自立した生活を応援する健康講演会～輝け！生きがい自慢大会」を開催し、5団体の活動を発表いただきました。さらに多くの皆様にご理解いただくよう、各事業を通じ取り組んでまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答】（保健課）**

特定健診については集団健診のみ無料、人間ドックについては、令和元年度より5,000円上げ、上限30,000円の補助を行っています。がん検診については70歳以上の方は無料、また平成29年度より町独自の制度により、一定の年齢に達した方に対して、大腸がん・乳がん・子宮がん検診が無料で受診できる無料券を送付し、がん検診の受診勧奨を行っております。さらに、集団検診だけでなく、国保町立小鹿野中央病院と連携し、年間を通じて個別にがん検診が受けられるように体制をとっています。歯科検診については町としては行っておりませんが、広域連合の事業として、実施年度初日に75歳だった方を対象に無料歯科健診を実施しています。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

#### (1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

#### 【回答】（福祉課）

地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は、計画の93.7%実施とほぼ予想どおりに推移しております。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスの維持に努めてまいります。

#### (2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

#### 【回答】（保健課）

平成27年度から、地域で展開する介護予防として「通いの場」づくりに取り組んでいます。地域住民とボランティアが共同で取り組む「こじか筋力体操」は、介護予防ボランティア養成講座を受けた100人が町内15か所で開催し、延べ8,000名の参加が得られています。単なる運動の場だけでなく、住民同士の情報交換や見守りの場でもあり、住民主体の支えあいの健康増進活動となり、軽度者の受け皿ともなっています。

### 2. 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

#### (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

#### 【回答】（保健課）

当町では、介護費抑制のために29年度までに移行を済ませ、要支援者には総合事業を利用いただいております。また、ご本人の能力も生かした自立支援に取り組むため、自立支援型地域ケア会議において専門職の助言を頂きながら取り組んでまいります。

#### (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

#### 【回答】（福祉課）

介護予防・生活支援サービスの単価については、秩父圏域において単価設定を行っておりますが、10月に予定されている消費税増税にかかる報酬改定を鑑み、現在改正に向けて検討しているところです。



### 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

#### (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

##### 【回答】（保健課）

小鹿野町の包括ケアシステムは、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制を目指しています。住み慣れた地域で暮らしたいという思いを共通の目的として、生活を支える総合的な施策に取り組んでいます。

#### (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

##### 【回答】（保健課）

認知症の方への支援は、活動の場としてオレンジカフェや、音楽を通じて予防する教室、家族の支援として家族会を開催しています。当事者も個々の生活や環境によって支援は異なるため、事例検討や研修で個別支援の質の向上を目指しています。また住み慣れた家で安心して暮らせることが大切と考え、認知症サポーター養成講座を実施し、住民理解の促進に努めています。今後も認知症になっても安心して暮らせる地域づくりも包括的に進めてまいります。

#### (3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

##### 【回答】（福祉課）

過去に、夜間のヘルパー派遣を実施したとのことですが、利用者の家族からやめたいとの申し出があったとの経緯があります。

在宅介護支援センター等に問い合わせると、あるといいねという話はあるそうですが、定期的にご家庭に入るわけですので、山間地の当町で、どれだけ利用があるかは見通せない状況です。

### 4. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

#### (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

**【回答】（福祉課）**

町と密接的にかかわる地域密着型の施設においては、運営推進協議会などを通じて顔の見える関係を築き、相談援助や情報提供などを随時行っております。また、実地指導を頻繁に実施することで勤務体系や事業所の様子が町でも把握できております。

今後も事業所における相談支援の継続等に努めてまいります。

**(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。**

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

**【回答】（福祉課）**

介護労働者の人材不足については、離職率の高い職業として、また今後の急速な高齢化の進展による介護サービスの増大が見込まれることから、介護職員の確保、資質の向上、定着は全国的にも重要な課題であると認識しています。

県と連携し、介護職への就労支援のPRや研修への参加促進や秩父圏域での取り組みによるフォーラムの開催など、介護従事者の確保にも努めてまいります。

介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきと思いますし、活用の予定はありません。

**(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答】（福祉課）**

介護人材を安定的に確保し、介護職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えることは必要不可欠ですが、近年、介護現場では、利用者や家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメントなどが少なからず発生していると認識しています。

介護現場で働く職員の安全の確保、安心して働き続けられる労働環境が築けるようにと、事業所へ「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」の情報提供などを実施しております。

**5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。**

**(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

**【回答】（福祉課）**

4月1日現在の入所待機者数は42名であり、その方のその後の状況を確認しますと半数以上の方が特養等へ入所となっております。また、医療機関へ入院中の方や介護老人保健施設等へ入所中の方や介護施設のショートステイをご利用されている方がほ

とんどの状況です。

当町には、養護老人ホームもありますので、包括支援センターとともにその方の状況に合わせた提案をしています。このような状況から現在のところは、特別養護老人ホームの増設は考えておりません。

**(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。**

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

**【回答】（福祉課）**

当町でも、境界層措置を実施しており該当者が3人おり、特養の入所中の方は3人中2人となっております。低所得者の方が、財政的困難を理由として施設利用を断念することの無いよう福祉事務所と連携しながら支援してまいります。

**(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。**

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

**【回答】（福祉課）**

要介護1・2の方の特列入所については、施設へは、介護1・2の方の申し込みがあった場合は、保険者へ相談するようにご案内いただいています。また、施設からの入所希望相談にあっては、報告書の提出を受け情報の共有等を行うため町は対象者の方の情報をできる限り収集し意見書にて意見表明をしています。

**6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。**

**(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。**

**【回答】（福祉課）**

交付金額2,225,000円です。

使途については、現行実施している事業の充実としています。

**(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。**

**【回答】（福祉課）**

金額は不明です。

また、使途については、現行実施している事業の充実とします。

**(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。**

**【回答】（福祉課）**

指標については、実数を基に報告しており機械的な対応はしておりません。

**7、 介護保険料を引き下げてください。**

**(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**



介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

**【回答】（福祉課）**

当町においても第7期における保険給付額等を基に、慎重な介護保険料の算定を行った結果、保険料は値上げとなりました。

平成30年度からは、制度改革により第1号被保険者の負担割合が22%から23%へと上昇するなど保険料の算定に当たっては、厳しい状況となっています。しかしながら、平成30年度は介護保険給付費準備基金の繰出しを財源としないで運営ができました。今後も要介護状態となることの予防や重度化防止の取り組みにより、健全な財政運営を図って参ります。

**(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。**

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

**【回答】（福祉課）**

平成31年度から低所得者の保険料について、第1段階から第3段階まで減額幅の拡充を行います。国の規定する限度の減額幅まで実施し、低所得者の負担軽減を図ることといたしました。

**(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。**

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

**【回答】（福祉課）**

高齢者の方の負担は大変なものだと思いますが、保険料の納付については、社会保障制度のひとつであり、相互に支援が必要なことをご理解いただくよう丁寧な説明を心がけ、どうしてもという方には負担にならないような納付方法もご提案させていただいております。

**(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。**

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

**【回答】（福祉課）**

自立支援・介護予防・重度化防止について特に取り組んでおります。

健康講演会開催については、計画どおり5回開催。こじか筋力体操13か所359人実施。計画との比較では2ヶ所少ないですが、参加者は達成しております。

自立支援型地域ケア会議については、開催数は計画どおり6回で、検討件数は6件と大幅に計画件数2件を上回っています。

介護支援員研修会やケアプランの相談も計画数を上回っています。

介護保険サービス未利用率の減少については、計画策定時18.6%でしたが、平成31年度3月末の時点で14.5%と減少となっており、介護サービスを必要な人が認定を受

けるとした介護認定の適正化が図られていると思います。

また、当町では被保険者数についてはほぼ変化が見られない状態ですが、給付費は増加となっております。

#### 8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

##### 【回答】（福祉課）

介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、介護サービスにかかった費用の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）となっており、介護保険施設利用の場合は、費用の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）負担のほかに、居住費、食費、日常生活費の負担も必要になりますが、所得の低い方や、1か月の利用料が高額になった方については、別に負担の軽減措置が設けられています。

制度利用の相談等には丁寧な対応に努めてまいります。

#### 9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

##### 【回答】（保健課）

包括支援センターにおける平成30年度虐待の対応報告は1件です。対策としては、日常の相談事業において介護状況を把握し、また介護支援専門員等からの事例の相談により、虐待やネグレクトにつながるよう早めの対応を心がけています。

また、日常から民生委員やご近所の見守りも予防につながるため、見守りの必要性も周知していきます。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

- (1) 進捗状況を教えてください。

##### 【回答】（福祉課）

秩父圏域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）及び関係機関と基幹相談支援センター設置なども含め、地域生活支援拠点事業の体制づくりを協議しています。

- (2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

##### 【回答】（福祉課）

秩父圏域1市4町で基幹相談支援センター設置も含めた、地域生活支援拠点事業の体制づくりのため、必要に応じた予算措置も検討してまいります。

- (3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

**【回答】（福祉課）**

施設にどのような機能を持たせるかは今後の検討課題とさせていただきます。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】（福祉課）**

関連事業所や利用者等の声を拝聴することは、地域生活支援拠点事業を進めていく上で必要なことであると考えております。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- |   |
|---|
| <p>① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○GH 併設型</li><li>○単独型</li></ul> <p>② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】</p> <p>③ 障害者支援施設の活用 等</p> |
|---|

**2、 障害者の暮らしの場を保障してください。**

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

**【回答】（福祉課）**

小鹿野町には平成 25 年 1 1 月に開所した NPO 法人によるグループホームが 1 箇所ございます。入所希望者の把握についてはこちらからの働きかけが難しいため、事業所との連携を密に取り、状況把握に努めてまいります。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

**【回答】（福祉課）**

現時点では具体的な整備計画の策定予定はございません。今後はグループホームの広域的かつ計画的な設置の促進に努めてまいります。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80 歳の親が 50 歳の障害者を介護・90 歳の親が 60 歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】（福祉課）**

高齢者及び障害者のみで構成する世帯については、災害時に避難が困難になるおそれも高いことから、高齢者福祉担当、防災担当と連携し、要援護者台帳への登録を呼びかけると共に、定期的に台帳を更新し、実態の把握に努めてまいります。

### 3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

#### 【回答】（福祉課）

町の財政状況は厳しい状況が続いていくことが考えられ、限られた財源の中で今後も重度心身障害者医療制度を継続していくためには、ある程度の制限は必要であると考えております。また、一部負担金等の導入については今のところ予定はございません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

#### 【回答】（福祉課）

現物給付の広域化については、秩父圏域の市町と連携を図りながら検討してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

#### 【回答】（福祉課）

精神障害者手帳2級の助成対象化については、今後の他市町村の動向を見ながら検討してまいります。

### 4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

#### 【回答】（福祉課）

町では現在障害児（者）生活サポート事業を実施しており、今後も継続していく予定です。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

#### 【回答】（福祉課）

利用時間の拡大については、今後近隣市町村の動向等を踏まえながら検討してまいります。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

#### 【回答】（福祉課）

障害者生活サポート事業の障害児の利用については、生計中心者が所得税非課税の場合は無料にしており、更に生計中心者の課税額により差額補助しています。成人障害者への軽減策の導入などの制度の改正については、近隣市町村の動向等を踏まえながら検討してまいります。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】（福祉課）**

障害者生活サポート事業における県補助の増額や低所得者も利用しやすい負担の応能化に関する県への働きかけについても、近隣市町村の動向等を踏まえながら検討してまいります。

**5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。**

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】（福祉課）**

福祉タクシー制度は、身体障害者手帳1級、2級及び療育手帳最重度（〇A）、重度（A）の方に加えて平成31年度より新たに精神障害者保健福祉手帳1級が対象となっております。

燃料費支給制度は、身体障害者手帳1～3級、下肢・体幹障害、視覚障害の方及び療育手帳最重度（〇A）、重度（A）、中度（B）の方、精神障害者手帳1級の方、障害児が対象となっております。

難病患者通院交通費支給制度については、必要な場合は介助者も支給対象となっております。また、所得制限、年齢制限などについては現在行っていませんが、今後も可能な限り導入しない方向としたいと思います。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】（福祉課）**

近隣市町村の制度の格差について調査の上、是正を検討してまいります。

**6、災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

**【回答】（福祉課）**

当町の地域防災計画に基づき「小鹿野町避難行動要支援者支援制度実施要綱」を定め、避難行動要支援者の範囲を定めております。その中で、町長が特に支援が必要と認める者も範囲に含まれますので、家族がいても希望する方や妊産婦等一時的に支援が必要な方等も登録できる体制となっております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】（福祉課）**

当町の地域防災計画に基づき、養護老人ホーム1箇所を福祉避難所に指定しております。また、今年6月に実施しました町の防災訓練では、福祉避難所への避難者受け入れを想定した実地訓練も行っております。



1箇所では不足している状態ですので、防災担当課と連携し、町内の特別養護老人ホームへ福祉避難所として登録いただけるよう働きかけていきます。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】（福祉課）**

避難をされている方は当然ですが、自宅等での避難生活を余儀なくされている方等へも救援物資が届けられるよう、防災担当課、社会福祉士協議会等と連携し、支援体制の整備に努めます。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】（福祉課）**

登録申請のあった要支援者の情報提供については、消防署、警察署など公的な団体のほか、地域の自主防災組織など避難支援に協力していただける民間団体へも必要に応じ提供していきます。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

**【保育】**

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

**【回答】（住民生活課）**

当町は、現在待機児童はいません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】（住民生活課）**

現在のところありません。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】（住民生活課）**

当町は、少子化の進行が著しく、増設は考えていません。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】（住民生活課）**

必要に応じて、保育士の加配や巡回相談の対応を行っています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】（住民生活課）**

昨年4月から認可外保育所が1所開設しました。企業主導型保育事業の助成を受けており、現状では認可への移行計画はありません。

**2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】（住民生活課）**

保育士の処遇改善手当は支給しております。ただし、募集してもなかなか応募がないのが現状です。今後も安心安全な保育及び保育の質の向上につながるよう保育士確保に努めてまいります。

**3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】（住民生活課）**

無償化が実施されることで、どのような影響が生じるのか精査しているところであり、給食食材料費（副食費）については、他市町村の動向も踏まえたうえで検討してまいりたいと考えています。

**4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】（住民生活課）**

年1回の立ち入りの指導監督を行っています。また、要資格者の確保に努めるよう指導しています。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】（住民生活課）**

少子化の進行が著しく、平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの乳児が34名となっています。そのため、令和2年4月から町立小鹿野保育所と町立両神保育所を統合し、0歳から2歳までの児童が通うおがの保育所（仮称）とするとともに、町

立小鹿野幼稚園を3歳から5歳の幼児が通うおがのこども園（仮称）とする計画です。  
統合することで、教育・保育の質を高めるとともに、多様化する保育ニーズに対応してまいりたいと考えています。

## 【学童】

### 5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

#### 【回答】（住民生活課）

現在町内に5か所、学区ごとに学童クラブがあり、必要とする子どもたちは入所できていると思われまます。また、支援単位ごとに、保育室は壁で仕切られています。  
今後も、安全に利用いただけるよう施設整備には十分配慮してまいります。

### 6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

#### 【回答】（住民生活課）

放課後指導支援員等処遇改善等事業については、基準である18時30分を超えて開所している施設がありません。  
新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても事業所と協議して検討してまいります。

### 7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

#### 【回答】（住民生活課）

子どもの健全な育成の保障に関することは、安易に規制緩和することはできません。機会あるごとに慎重な検討を求めるとともに、事業所への安全対策については、適切な指導に努めてまいりたいと考えています。

## 【子ども医療費助成】

### 8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

**【回答】（住民生活課）**

平成29年4月より「18歳年度末」まで拡大しました。

(2) 国や県への要請を行なってください。

**【回答】（住民生活課）**

国や県へは、引き続き要請を行ってまいります。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

**【回答】（福祉課）**

「しおり」は、秩父福祉事務所で作成しているものを使用しています。内容についても、⑥保護の基準額、加算などの具体例以外は記載されております。

記載内容の更新を秩父福祉事務所へ提言していきます。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

**【回答】（福祉課）**

保健福祉センター内福祉課窓口にて「しおり」を置き、来庁者が自由に持ち帰れるようにしていると同時に、制度の周知に努めております。

また、しおりを手にしていただいている方には積極的に声掛けし、制度の概要を説明するなど、制度を正しく理解してもらえよう努めております。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答】（福祉課）**

相談にお越しの方には、「生活保護のしおり」により説明し、申請の意思を直ちに確認しております。申請の意思がある場合には、その場で申請書に記入してもらい、不足書類等については後日届けてもらうようにしております。申請を迷っている方に対して

も、申請書を渡し、その後の経過も確認しております。

申請受理後も、速やかに秩父福祉事務所へ電話連絡を入れるとともに進達しております。

**3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。**

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

**【回答】（福祉課）**

町では福祉事務所を設置していないので、保護決定に伴う通知等は埼玉県（秩父福祉事務所）で行っております。各種書式が、受給者の方に分かりやすく作成されるよう働きかけていきます。

**4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

**【回答】（福祉課）**

町では福祉事務所を設置していないので、ケースワーカーは、埼玉県（秩父福祉事務所）で配置している現状です。

**5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。**

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

**【回答】（福祉課）**

町では福祉事務所を設置していないので、保護費支給等は埼玉県（秩父福祉事務所）で行っております。支給漏れがないよう働きかけていきます。

**6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。**

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41.1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送



された人は全国で 54,220 人、埼玉県内は 3,316 人と全国 4 番目の多さですが、死亡した人は 12 人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

**【回答】（福祉課）**

熱中症弱者に対する補助制度の創設を国や県に要請していきます。また、町単独でも補助制度が創設できるか検討を進めてまいります。

**7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。**

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

**【回答】（福祉課）**

子育て支援室や税務課等の庁内関係課や地域包括支援センター、民生・児童委員等と連携し、生活困窮者の状況を把握に努め、適切な制度が利用できるよう提案していきます。